

令和 6 年 1 2 月 3 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務」の
評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	厚生労働省
事業概要	労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務
実施期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
受託事業者	弁護士法人ブレインハート法律事務所（東日本ブロック） 弁護士法人ブレインハート法律事務所（西日本ブロック）
契約金額（税抜）	340,000,000 円（単年度当たり：113,333,333 円）（東日本ブロック） 284,500,000 円（単年度当たり：94,833,333 円）（西日本ブロック）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者）（東日本ブロック） 1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者）（西日本ブロック）
事業の目的	労災補償業務において取り扱っている各種債権を有する都道府県労働局の負担軽減及び収納未済債権の効率的な回収等を図るため、都道府県労働局から委託を受けた事案の業務（「納入督促業務」、「債権回収業務」「第三者行為災害事務に係る法務相談業務」）を実施する。
選定の経緯	競争性に課題があったことから、令和 4 年基本方針において選定

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保及び確保されるべき質において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

（1）評価方法について

厚生労働省から提出された令和5年4月から令和6年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、一部の項目が適切に実施されていない。	
	確保されるべき水準	評価
	① 納入督促業務における接触率 委託債権数に占める債務者等に接触した債権数（債務承認書を受領した債権を含む）の割合（接触率）を35%とする。	適 ＜令和5年度＞ ・43.4%（東日本ブロック） ・59.9%（西日本ブロック）
	② 債権回収業務における回収率 委託債権数（額）に占める年度内に債権の一部または全部が納付された債権数（額）の割合（以下「回収率」という。）を債権数及び債権額それぞれ10%とする。	不適 ＜令和5年度＞ （東日本ブロック） ・債権数4.2% ・債権額1.0% （西日本ブロック） ・債権数7.4% ・債権額10.7%
※第三者行為災害事務に係る法務相談業務（令和5年度）の実績 ・相談件数7件、平均回答日数約37日（東日本ブロック） ・相談件数8件、平均回答日数約24日（西日本ブロック） ※納入督促業務及び債権回収業務の報告状況 実施事業者は、月1回、原則、毎月10日までに進捗状況等を都道府県労働局及び厚生労働省労働基準局補償課に電子メールにより報告することとなっているところ、毎月遅滞なく報告がなされた。		
民間事業者からの改善提案	事業実施において、都道府県労働局が受託者に事案を委託するために作成する債務者リストの記載内容に不備等が見られた。そのため、債務者リストの記載方法や委託業務の内容等について受託者から指摘の多い不備等をまとめた質疑応答集を都道府県労働局に展開することにより、効率的な債務者リストの作成や外部委託の活用を促したいとの事業者からの提案を受けて令和5年度に実施した。	

（3）実施経費（税抜）

実施経費は、従来経費と比較して（東日本ブロック）6.6%（市場化テスト以前との比較、年間7,211,063円）増加、している。（西日本ブロック）9.0%（市場化テスト以前との比較、年間8,344,016円）増加している。

実施経費が増加している理由として、契約期間の複数年化による影響が考えられる。令和4年度までは単年度の契約のため1～3月に委託された事案を年度内に完結することが困難であることから、12月が事案を委託する最終月としていた。一方、令和5年度は契約期間の複数年化により1～3月においても事案を委託することができることとしているため、この対応に係る経費として主に人件費が増加していると考えられる。

また、令和5年度の債権回収業務については、令和4年度と比較して委託債権数が増加していることから、これに伴って債権回収業務に係る弁護士の人件費が増加していることも要因と考えられる。

ただし、令和5年度の12月までの委託債権数が対前年度比318.5%増加（東日本ブロック）、130.8%増加（西日本ブロック）しているにもかかわらず、実施経費の増加が対前年度比6.6%増加（東日本ブロック）、9.0%増加（西日本ブロック）にとどまっているのは、市場化テストによる業務の効率化の効果があつたと考えられる。

<表1：実施経費の削減効果>

項目	東日本ブロック	西日本ブロック
従来経費（R4年度）	109,824,692円	92,849,834円
実施経費（R5年度）	117,035,755円	101,193,850円
増減額	7,211,063円増額	8,344,016円
増減率	6.6%増	9.0%増

<表2：債権回収業務に係る弁護士の業務量比較>

項目	東日本ブロック		西日本ブロック	
	令和4年度	令和5年度 (対R4)	令和4年度	令和5年度 (対R4)
委託債権数(①)	124件	526件 (424.2%)	201件	350件 (174.1%)
弁護士対応時間(②)	1,598時間	1,790時間 (112.0%)	1,416時間	1,510時間 (106.6%)
12月までの委託債権数 (③)(※)	124件	395件 (318.5%)	201件	263件 (130.8%)
1件当たりの弁護士対応時間 (④=②÷③)	12.9時間	4.5時間 (34.9%)	7.0時間	5.7時間 (81.4%)

※ 令和5年度の件数は①に3/4（四半期）を乗じた件数

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	本事業は、競争性を高めるために、入札公告期間を延ばすなどの対応を行っていたが、市場化テスト1期目の令和5年度～令和7年度の契約においても、受託事業者以外の応札者はなく一者応札となった。 一者応札となった原因について、令和5年度～令和7年度事業に係る入札説明書を受領した2事業者に入札に参加しなかった理由をヒアリングしたところ、2事業者とも競争参加資格となっている「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証又はプライバシーマーク（JISQ15001）のうち、いずれかを取得していること。」を満たしていないためとの回答であった。また、上記の要件を満たす弁護士法人を厚生労働省において確認したところ、非常に少ないことが明らかになった。 そのため、厚生労働省では、競争参加資格「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証又はプライバシーマーク（JISQ15001）のうち、いずれかを取得していること。」については、厚生労働省の独自ルールとして個人情報を取り扱う業務において一律に設けているものであるが、その見直しについて検討する、とのことであった。また、次期（令和8年度以降）の事業実施に当たっては、競争参加資格を満たす者に対して個別に入札公告に係る広報を行うこと等について検討し競争性の改善を図る、とのことであった。
----	---

(5) 評価のまとめ

民間事業者の改善提案について、債務者リストの記載方法や委託業務の内容等について都道府県労働局から質問の多い事項等をまとめた質疑応答集を都道府県労働局に展開するなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できる。

しかしながら、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、一部未達成の項目もあり、課題が認められた。

(6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保及び確保されるべき質において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、両課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

令和 6 年 11 月 6 日
厚 生 労 働 省

民間競争入札実施事業「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び
債権回収等業務」の実施状況報告について（令和 5 年度～令和 7 年度）

「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務民間競争入札実施
要項」（令和 4 年 11 月。以下「実施要項」という。）の「9. 本事業に係る評価に関す
る事項」に基づき調査を実施した結果について報告する。

1 事業の概要

（1）事業内容

労災補償業務において取り扱っている各種債権を有する都道府県労働局の負担
軽減及び収納未済債権の効率的な回収等を図るため、都道府県労働局から委託を
受けた事案において以下の業務を行う。

① 納入督促業務

郵送による督促状の送付や電話督促などにより債務者等に対して納入督促を
行うほか、債務者の所在が不明の場合には現地調査による所在確認を行う。

② 債権回収業務

弁護士による債務者等との折衝等を実施する。なお、本業務に訴訟提起は含
まれていない。

③ 第三者行為災害事務に係る法務相談業務

民事損害賠償実務を踏まえた弁護士による法的見解等を踏まえた法務相談を
実施する。

（2）事業実施期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

（3）受託事業者

弁護士法人ブレインハート法律事務所

（4）実施状況評価期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

(5) 受託事業者決定の経緯

実施要項に基づき2ブロックごとに一般競争入札（総合評価落札方式）により実施した。いずれも入札参加者（1者）「弁護士法人ブレインハート法律事務所」から総合評価のために必要な書類の提出を受け審査したところ、入札参加資格をすべて満たしており、外部有識者からなる「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務に係る総合評価落札方式技術審査委員会」において評価し得られた技術点と、令和5年1月18日に開札した結果得られた価格点を合計した総合評価点が最も高く、入札金額が予定価格の範囲内であったため、弁護士法人ブレインハート法律事務所を落札者として決定した。

2 確保されるべき質の達成状況について

(1) 確保されるべき水準として設定した項目

① 納入督促業務

(ア) 実施要項における要求水準

委託債権数に占める債務者等に接触した債権数（債務承認書を受領した債権を含む）の割合（以下「接触率」という。）を35%とする。

(イ) 接触率の結果

令和5年度における東日本ブロックの接触率は43.4%となっており、要求水準を達成している。また、令和5年度における西日本ブロックの接触率は59.9%となっており、東日本ブロックと同様に要求水準を達成している。

	東日本ブロック	西日本ブロック
要 求 水 準	3 5 %	
結 果	4 3 . 4 %	5 9 . 9 %

② 債権回収業務

(ア) 実施要項における要求水準

委託債権数（額）に占める年度内に債権の一部または全部が納付された債権数（額）の割合（以下「回収率」という。）を債権数及び債権額それぞれ10%とする。

(イ) 回収率の結果

令和5年度における東日本ブロックの回収率は件数ベースで4.2%、金額ベースで1.0%となっており、要求水準である10%を下回った。また、令和5年度における西日本ブロックの回収率は件数ベースで7.4%、金額ベースで10.7%となっており、件数ベースでは要求水準を下回ったものの、金額ベースでは要求水準を達成している。

なお、要求水準は令和3年度の債権回収業務の実績（債権数：13%、債権額：12%）に基づいて設定したものである。

	東日本ブロック		西日本ブロック	
	債権数	債権額	債権数	債権額
要 求 水 準	10%			
結 果	4.2%	1.0%	7.4%	10.7%

（2）業務の履行状況について

納入督促業務及び債権回収業務について、月1回、毎月10日（3月分の報告については3月17日）（土日祝日の場合には翌開庁日）までに進捗状況等を都道府県労働局及び厚生労働省労働基準局補償課に電子メールにより報告することとなっているところ、毎月遅滞なく報告がなされた。

また、第三者行為災害事務に係る法務相談業務については、令和5年度において、東日本ブロックで7件の相談に対して平均約37日で回答がなされており、西日本ブロックにおいては、8件の相談に対して平均約24日で回答がなされた。

3 民間事業者からの改善提案について

令和4年度までの事業実施において、都道府県労働局が受託者に事案を委託するために作成する債務者リストの記載内容に不備等が見られたところ、債務者リストの記載方法や委託業務の内容等について受託者から指摘の多い不備等をまとめた質疑応答集を都道府県労働局に展開することにより、効率的な債務者リストの作成や外部委託の活用を促したいとの受託者からの提案を受けて令和5年度に実施した。

4 実施経費について

市場化テスト実施前の令和4年度と令和5年度の実施経費（税抜）とで比較すると、東日本ブロックについて、令和4年度は109,824,692円に対し、令和5年度は117,035,755円となっており、7,211,063円（6.6%）増加している。また、西日本ブロックについて、令和4年度は92,849,834円に対し、令和5年度は101,193,850円となっており、8,344,016円（9.0%）増加している。

実施経費が増加している理由として、契約期間の複数年化（後記5（2））による影響が考えられる。令和4年度までは単年度の契約のため1～3月に委託された事案を年度内に完結することが困難であることから、12月を事案を委託する最終月

としていた。一方、令和5年度は契約期間の複数年化により1～3月においても事案を委託することができる（令和7年度を除く。）こととしているため、この対応に係る経費として主に人件費が増加していると考えられる。

また、令和5年度の債権回収業務については、令和4年度と比較して委託債権数が増加していることから、これに伴って債権回収業務に係る弁護士の人件費が増加していることも要因と考えられる。令和5年度の12月までの委託債権数が対前年度比318.5%増加（東日本ブロック）、130.8%増加（西日本ブロック）しているにもかかわらず、実施経費の増加が対前年度比6.6%増加（東日本ブロック）、9.0%増加（西日本ブロック）にとどまっているのは、市場化テストによる業務の効率化の効果があったと考えられる。

なお、令和4年度及び令和5年度における東日本ブロック及び西日本ブロックの実施経費のうち、人件費が約8割（うち債権回収業務に係る弁護士の人件費が約半分（全体の約4割））、所在地確認に係る交通費等の人件費以外の事業費及び管理費がそれぞれ約1割となっている。また、受託者の人件費の単価については、令和4年度と令和5年度で変更はない。

<表1：実施経費の削減効果>

	東日本ブロック		西日本ブロック	
	実施経費 (税抜)	削減額(率) (対R4)	実施経費 (税抜)	削減額(率) (対R4)
R4年度	109,824,692円	—	92,849,834円	—
R5年度	117,035,755円	7,211,063円 (6.6%)	101,193,850円	8,344,016円 (9.0%)

<表 2：債権回収業務に係る弁護士の業務量比較>

	東日本ブロック		西日本ブロック	
	令和 4 年度	令和 5 年度 (対 R4)	令和 4 年度	令和 5 年度 (対 R4)
委 託 債 権 数 (①)	124 件	526 件 (424.2%)	201 件	350 件 (174.1%)
弁護士対応時間 (②)	1,598 時間	1,790 時間 (112.0%)	1,416 時間	1,510 時間 (106.6%)
12 月 までの 委 託 債 権 数 (③) (※)	124 件	395 件 (318.5%)	201 件	263 件 (130.8%)
1 件 当 た り の 弁護士対応時間 (④＝②÷③)	12.9 時間	4.5 時間 (34.9%)	7.0 時間	5.7 時間 (81.4%)

※ 令和 5 年度の件数は①に 3/4（四半期）を乗じた件数

5 競争性改善のための取組について

市場化テスト実施前の令和 4 年度と比較して以下の取組を行った。

(1) 準備引継ぎ期間の確保

人材確保を含めた落札後の事業実施体制の構築期間（事業開始までの準備期間）が不十分であることが一者応札の原因となっているのではないかと考えられたため、落札者の決定から事業開始まで 2 か月程度を確保するよう改めた。

(2) 契約期間の複数年化

本事業は専門性が高く、事業の継続的な実施によるノウハウ等の蓄積によって業務の効率化が期待できることや、受託者における人材の確保の観点から複数年による実施が競争性の確保に資するものと判断し、単年度契約から複数年契約で実施することとした。

(3) 仕様書の業務内容の実施手順を柔軟化

納入督促業務について、これまでは業務を行う順序や具体的な対応について細かく仕様書で指定していたところ、入札参加者の創意工夫を促すべく順序や具体的な対応について仕様書で指定しないこととした。

(4) 総合評価落札方式に係る技術審査の評価基準を明確化

これまでは仕様書において提案者の裁量の余地が少なかったことから、提案書

の評価においては事業実施体制に関する評価が中心となっていた。今般の実施要項においては、(3) のとおり納入督励業務の実施手順の柔軟化などの改善を行っていることから、創意工夫のある提案を促すべく評価のウエイトを大きくした。

(5) 入札説明会の開催

新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を控えていた入札説明会をオンラインにより実施した。

6 評価のまとめ

(1) 評価の総括

本事業における全体の実施状況及び評価は以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けること及び業務に係る法令違反行為等はなかった。
- ② 確保されるべき質の達成状況については、納入督励業務において達成しているものの、債権回収業務においては西日本ブロックの金額ベースを除いて達成できておらず課題が残る結果となっている。
- ③ 実施経費については、市場化テスト実施前の令和4年度と市場化テスト実施後の令和5年度とで比較した結果、東日本ブロック及び西日本ブロックの合計で年間 15,555,079 円 (7.7%) 増加しているが、これは契約期間の複数年化及び債権回収業務における委託債権数の増加による影響と考えられる。
- ④ 入札の結果については、引き続き一者応札となり、課題が残る結果となっている。
- ⑤ 実施状況については、外部有識者によるチェックを受ける仕組み（評価検討会）を設置している。

(2) 競争性確保のための検討

本事業は、市場化テストの対象となる前から競争性を高めるために、入札公告期間を延ばすなどの対応を行っているが、今般の令和5年度～令和7年度の契約においても、受託事業者以外の応札者はなく一者応札となったところである。

一者応札となった原因について、令和5年度～令和7年度事業に係る入札説明書を受領した2事業者に入札に参加しなかった理由をヒアリングしたところ、2事業者とも競争参加資格となっている「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証又はプライバシーマーク（JISQ15001）のうち、いずれかを取得していること。」を満たしていないためであり、うち1社においては「プライバシーマークを保有していれば入

札に参加していた可能性は大いにある。」とのことであった。また、国の入札参加において必要な全省庁統一資格の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている弁護士法人のうち、上記の要件を満たす弁護士法人を当該弁護士法人のHP等により確認したところ、非常に少ないことが明らかになった。

競争参加資格「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証又はプライバシーマーク（JISQ15001）のうち、いずれかを取得していること。」については、厚生労働省の独自ルールとして個人情報を取り扱う業務において一律に設けているものであるが、その見直しについて検討する。また、実施状況に係る外部有識者による評価検討会の意見を踏まえ、次期（令和8年度以降）の事業実施に当たっては、競争参加資格を満たす者に対して個別に入札公告に係る広報を行うこと等について検討する。

（3）今後の方針

令和5年度末時点における実施状況は、確保されるべき質の一部に課題があること、また、競争性の確保についても改善の余地があることから、次期の事業実施においても引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施することとしたい。